

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 告示 目次

医療機関の指定  
肥料検査成績の公表  
建設業者の変更登録  
建築代理業者の登録  
炭素予防注射の実施

## 告示

### 鳥取県告示第百十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年三月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称 所在地 管轄保健所  
鳥取県日野郡八郷村 鳥取県日野郡八郷村 根雨保健所  
国民健康保険直営診療所 大字番原六五七番地

### 鳥取県告示第百十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基づき、昭和三十年一月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十年三月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

肥料の種類	保証票添附者	検査点	内不 合格 点数
硫酸アンモニア	東洋高圧株式会社	—	○
尿素	〃	—	○
熔性燐肥	日本化学工業株式会社	—	○
トーマス燐肥	日本鋼管株式会社	—	○
硫酸加里	東洋綿花株式会社	—	○
塩化加里	住友商事株式会社	—	○

普通配合肥料 神島化学工業株式会社 四〇

株式会社多木製肥所 四〇

清和商会 八〇

塩基性配合肥料 電気化学工業株式会社 三〇

昭和電工株式会社 三〇

住友化学工業株式会社 六〇

片倉肥料株式会社 四〇

日産化学工業株式会社 四〇

神島化学工業株式会社 八〇

日本チツカリン肥料 四〇  
株式会社

鳥取県告示第百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年二月二十二日変更登録した。

昭和三十年三月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

主たる営業所々在 地 申請者氏名

(旧) 米子市道笑町一丁目三四 持田 助一  
(新) 道笑町三丁目三二

昭和三十年三月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百十四号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (は)第七〇号 昭和二十九年 持田水道工業所 七月十二日

登録番号 登録年月日 現本 住 籍 事務所々在 地 名称 業務管理者

三〇九 三〇、三、一一 米子市日の出町五五番地 日の出町五七番地

小谷元治建築士事務所 小谷元治 二級建築士 小谷元治

鳥取県告示第百十五号

次のように炭素の予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年三月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 炭素予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛及び馬、生後六箇月以上のもの（但し分娩前後一箇月以内のものを除く）

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 ベスレドカ法（皮内注射法）

別表

実施期日 実施区域 実施場所  
三月十四日 西伯郡所子村 同上

〃 逢坂村 〃

〃 日吉津村 〃

〃 境港町渡 〃

〃 淀江町 〃

〃 十五日 宇田町 〃

〃 高麗村 〃

〃 名和町 〃

〃 米子市巖 〃

〃 西伯郡境港町余子 〃

